

## 被告準備書面（２）における福島第一事故

近 藤 正 道

被告準備書面（２）は実質１２２ページ。その中で福島第１事故関連は１８ページ（全体の１４％）。しかもその大部分は「福島第１事故をふまえた本件原発の安全対策」である。注目していた福島第１事故の概要と、原因にふれているのはわずか２ページにすぎない。

それも、

地震発生→外部電源喪失と非常用電源の確保→津波の襲来と浸水→  
電源喪失→炉心冷却機能と燃料損傷→水素発生と爆発

と、事故の流れをごく簡単に記述するだけで、  
被告の地震対策、とりわけ津波対策の怠り・不備、過酷事故対策の欠如、電源喪失後の様々な失態など、被告の事故発生責任、原発運転の資質・能力に関わる部分については一切ふれていない。

被告準備書面（１）で福島第一事故が人災であることを含め、事故の責任を全面的に否認し、争う姿勢を示していることと符合する。被告は福島第一事故の責任を全く認めていない。

事故がもたらした放射能汚染や被害の実態についても、全くふれていない。

被告が記述の大部分を使って強調するのは、「福島第１事故を踏まえた本件原発の安全対策」（柏崎で教訓をどう活かすか）である。その為には福島第１の徹底した検証そして責任の所在が重要なはずだが、準備書面（２）では福島第１事故と被害は、本件原発とは無関係と言わんばかりである。

しかも被告は福島第１事故の原因を津波と決め付けている。そうした前提のうえで、

防潮堤などの津波対策、外部電源確保及び炉心損傷防止対策の強化、  
フィルター付ベントなど炉心損傷後の影響緩和策の強化  
などを実施することを通じて、本件原発が一層安全なものになると強調している。これらの対策は、いずれも被告が従前「不必要」として、絶対に受け入れなかったものばかりである。その経緯について反省の言葉もない。

国会事故調は、国の規制機関を事業者の「トリコ」であったと厳しく批判した。しかし被告は、本件原発は規制機関の安全基準にしたがって造られており、元々安全であるが、中越沖地震を経て安全が強化され、さらに福島第１事故をふまえ、諸対策が施され（今後施され）一層安全なものとなったとの論理を展開している。福島の実態を無視した、御しがたい新たな安全神話の強調というべきである。